

本日の会議に付した事件

令和8年第2回山元町議会定例会（第2日目）

令和8年6月9日（火）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（伊藤貞悦議員）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長（伊藤貞悦議員）暫時休憩します。

午前10時00分 休 憩

午前10時10分 再 開

議 長（伊藤貞悦議員）休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（伊藤貞悦議員）ただいまの休憩は、議場内の音響映像設備の不具合を修正するためのものでしたが、あいにく映像の不具合が解消されませんでしたので、音声のみの公開といたしまして、議会を開会したいと思います。

議 長（伊藤貞悦議員）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、11番岩佐孝子議員、12番大和晴美議員を指名します。

議 長（伊藤貞悦議員）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の質問時間は、山元町議会先例94番により40分以内とし、同96番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理し、通告外にわたらないよう注意してください。また、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議 長（伊藤貞悦議員）12番大和晴美議員の質問を許します。大和晴美議員、登壇願います。

12番（大和晴美議員）はい、議長。おはようございます。12番大和晴美です。

令和8年第2回山元町議会定例会において、一般質問をいたします。

2期目の橋元町政がスタートして1か月半となりましたが、山元町議会も4月下旬に3名の議員をお迎えしてスタートできましたこと、大変うれしく思います。

さて、令和7年3月末現在で高齢化率が42.3パーセントと県内4位の本町ですが、去る5月には山元スーパーシニアが北日本古希ソフト大会で4連覇を果たすなど、高齢

者も活躍されております。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

大綱 1、高齢者のワクチン接種管理について。高齢者になると体力や免疫力が低下し、感染症にかかる入院や重篤な合併症リスクが高まります。予防接種を受け、記録を保管しておくことは、御自身や周りにいる方々を感染症から守るために大切なことから、次の点について伺います。

細目 1、定期接種履歴管理について。

細目 2、将来的にマイナンバーカードを視野にデジタル管理はできるようになるのか。

細目 3、ワクチン手帳導入の考えについて。

大綱 2 は、町営住宅保証人の壁についてです。国は、公営住宅入居時の保証人確保について柔軟な対応を自治体に求めています。特に身寄りの少ない高齢者や生活困窮者にとって、大きな壁となっているのではないかとと思われることから、次の点について伺います。

細目 1、本町における連帯保証人制度の現状と課題について。

細目 2、住宅セーフティーネット機能を強化する観点から、今後の町独自の制度見直しの可能性について。

以上、大綱 2 件、細目 5 点について、町長のお考えを伺います。

議 長（伊藤貞悦議員）先ほど、音声のみの公開を申し上げましたが、映像設備の不具合が一部解消されましたので、皆さんにお知らせをいたします。

議 長（伊藤貞悦議員）町長、登壇願います。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。皆さん、おはようございます。

大和晴美議員の御質問にお答えいたします。

大綱第 1、高齢者のワクチン接種管理についての 1 点目、定期接種履歴管理の現状と課題についてですが、現状としては、定期接種を受けた際には医療機関から予防接種済証が交付されており、接種を受けた方が御自身で保管の上、接種履歴を管理していただいております。また、町においても、医療機関から提出される予診票を基に健康管理システムに接種情報を登録し、接種履歴を適切に管理しております。

課題といたしましては、接種を受けた方が複数の予防接種済証を長期間にわたり保管する必要があり、紛失等のおそれもあることが懸念されます。また、予防接種の種類が年々増加していることに伴い、町が管理する接種情報量も増加傾向にあるとともに、予防接種に関する問合せが増加していることも事実であります。

次に、2 点目、将来的なデジタル管理についてですが、国では、予防接種事務の現状や課題に対応するため、令和 10 年度からの全国的な運用開始を目標に予防接種事務のデジタル化を進めております。このシステムの内容としては、接種を受けた方はマイナポータルを通じてスマートフォン等から接種履歴を確認できるようになるとともに、医療機関と自治体間で接種情報が共有できるデータベースが構築されるなど、予防接種事務の効率化が期待されております。

本町においても、令和 10 年度からの本格稼働を目指し進めている住民情報系システムの標準化に合わせ、国が示す予防接種事務のデジタル化についても確実に取り組んで

まいります。

次に、３点目、ワクチン手帳導入についてですが、ワクチン手帳の導入は、高齢者を含め接種を受けた方の接種履歴管理を支援する有効な手段の一つであると認識しております。一方で、町といたしましては、デジタル化に向けた取組を進めていることに加え、医療機関との協議や調整も必要となることから、先行して導入している自治体の事例等について情報収集を行いながら、今後、必要性を含めて研究してまいりたいと考えております。

次に、大綱第２、町営住宅保証人の壁についての１点目、連帯保証人制度の現状と課題についてですが、本町では、山元町町営住宅条例において、入居予定者は連帯保証人を立てなければならないと規定しております。一方で、特別の事情があると認める入居予定者についてはこの限りでないとも定めており、東日本大震災で被災した入居者は連帯保証人の免除を認めるなど、弾力的に運用しております。

この連帯保証人制度は、入居者に万が一の事態が生じた際の緊急連絡先や身元引受人としての役割、家賃滞納時における対応等も担っており、住宅管理を安定的に行う上で一定の役割を果たしてきたものと捉えておりますが、少子高齢化の進行や単身世帯の増加など家族構成の変化を背景に、保証人の確保が困難となるケース等も見受けられます。

次に、２点目、今後の町独自での制度見直しの可能性についてですが、現在、国からは、公営住宅への入居に際し、連帯保証人の確保が困難な方への配慮として柔軟な対応が求められており、各自治体においても見直しを検討する動きがあります。県内においては、仙台市が連帯保証人を求めない方針へ転換するなど、住宅セーフティーネット機能の強化に向けた取組が進められております。

前段で申し上げたとおり、連帯保証人制度は、入居者の安全確保や住宅の適正な管理及び家賃収納を確保する観点からも重要な役割を果たしているため、これらのことを踏まえ、近隣自治体の取組状況も参考としながら関係部局との連携を図り、入居者が安心して生活できる住宅管理の実現に向け、住宅セーフティーネットの役割をより一層発揮できるよう、制度の見直しについて研究してまいります。

以上でございます。

議 長（伊藤貞悦議員） １２番大和晴美議員の再質問を許します。

１２番（大和晴美議員） はい、議長。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、大綱１の（１）ですけれども、予防接種に関する問合せが増加しているとのことですけれども、どのような内容か、分かれば教えてください。

町 長（橋元伸一町長） はい、議長。担当課長よりお答えいたします。

健康推進課長（伊藤孝浩課長） はい、議長。問合せの内容につきましてですけれども、質問にもありましたように接種履歴の確認に関するものや、あとは接種対象者とか、あとは接種時期に関するもの、あとは接種ワクチンの詳細な内容についての質問など、様々な問合せがあるような状況となっております。

以上です。

１２番（大和晴美議員） はい、議長。私も昨年、带状疱疹ワクチン予防接種２回と肺炎球菌ワクチン予防接種を受けまして、予防接種済証３枚を保管しております。高齢者向けの予防接種は、このほか新型コロナワクチンに加え、インフルエンザなど多岐にわたっております。小児・乳幼児はワクチン接種が母子健康手帳で管理されていますが、成人になって

からの予防接種は自分で、自身で管理が必要です。特に、独り暮らし高齢者では管理負担が大きいと考えますが、この点はいかがでしょう。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。先ほど御回答しましたようにですね、やはり数が増えてきますと、私もそうですけれども、自分でですね、1か所に保管しているつもりですが、その都度ですね、しっかりと管理してればいいんですが、そうでないとですね、済証をどこにやってしまったか分かんなくなったりですね、高齢になってくるとやっぱり物忘れもひどくなってきますので、そういう部分では大変になってくるのかなというふうには思っております。

12番（大和晴美議員）はい、議長。それでは、細目2に入ります。山元町では、2020年11月から、母子手帳アプリ「母子モ」が導入されています。この中では予防接種の実績管理もされています。一方、マイナポータル健康医療の予防接種を開きますと、コロナワクチンの接種記録は載っています。

東日本大震災のとき、避難所でインフルエンザ発症のため隔離されていた方もいらっしゃいました。特に、避難所では感染リスクが高まり、ワクチン接種状況の把握が重要となります。しかし、実際には、高齢者本人が接種履歴を記憶してなかったり、記録を持ち出せなかったりするケースも想定されます。デジタル管理を平時から整えておくことは、防災・減災の観点からも有効と考えますが、いかがでしょう。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。議員のおっしゃるとおりだと思います。今、その管理をですね、今日御質問にありましたようにマイナンバーカードなり、デジタル化が今どんどん国のほうで進めております。

その中で、先ほども回答しましたようにですね、町といたしましても国が進めている方針にのっとってですね、将来的には、将来的にはというのは何年後にはですね、スマートフォンから確認ができるように、管理できるようになるということです。そこにしっかり合わせてですね、同じように対応できるように進めているところでありますので、先ほどもお答えしたように確実にですね、デジタル化に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。（「はい、議長」の声あり）

議 長（伊藤貞悦議員）12番を追加してください。（「議長、12番」の声あり）はい。

12番（大和晴美議員）はい、議長。それでは、細目3に入ります。千葉県勝浦市では、2021年、新型コロナワクチン集団接種開始前、高齢者向けワクチン手帳を独自作成し、接種会場で希望者に配布しました。自身の接種履歴管理や安心感の提供などが目的とされています。また、神奈川県横須賀市では、横須賀市医師会からの提案により、昨年、成人用ワクチン手帳の配布が実現いたしました。これらのことから、本町でも郡医師会に相談するような考えはないでしょうか。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。これもですね、先ほどお答えしましたようにですね、お薬手帳とかと同じで、手帳の中にしっかりと管理できていれば、先ほど最初に答えたようにですね、一つ一つ済証は持っていたとしても、もう見つからなくてもですね、いつどこで何したかというふうなのが分かるというふうには思うんですが、今現在、2年後をめどにですね、デジタル化を進めているということもあり、またですね、手帳を発行するに当たってですね、その中にですね、どの程度の情報を管理していったらいいのかとか、そういう部分での協議とか調整というのが必要になってきますので、その辺についてはですね、前向きには考えてはいきたいと思っているんですが、先行してやっている自治

体のですね、事例等をですね、研究させていただいてですね、情報収集しながらですね、その必要性について、先ほど言いましたように2年後のデジタル化というのを目指しておりますので、そこを考えながらですね、研究していきたいというふうに思っております。

12番（大和晴美議員）はい、議長。自治体DXが進む一方、高齢者の中にはスマートフォンやマイナポータル利用が難しい方も多く、いわゆるデジタル弱者への配慮が必要となっております。スマホ管理が難しい高齢者への紙媒体支援について、お考えを伺います。

町長（橋元伸一町長）はい、議長。その点についてもですね、私もなかなかデジタル化についていけない部分もありますので、やはり高齢になってきてですね、スマホを使いこなせなかったり、パソコンを使いこなせなかったりという方もいますので、そういう方たちのことも考えながらですね、検討を進めていきたいというふうに思っております。

12番（大和晴美議員）はい、議長。ワクチン手帳を導入する際は、導入コストに対して費用対効果があるのかということも重要になってくると思います。

神奈川県葉山町は、各予防接種の履歴を記録して持ち歩ける用紙を作成し、今年2月から町民健康課の窓口で配布しており、町ホームページからダウンロードすることもできます。このような予防ワクチン記録用紙を作成する考えはないか、お伺いいたします。

町長（橋元伸一町長）はい、議長。そういうことも含めてですね、今、大和議員のほうからいろいろな先例を今お話しいただいておりますので、そういう部分ですね、含めてこちらのほうで研究しながらですね、何が一番いいのか、どういうふうにするのが一番いいのかということで、今後ですね、研究を進めていきたいというふうに思います。

12番（大和晴美議員）はい、議長。それでは、大綱2のほうに入ります。

まず、(1)のほうですけれども、先ほどの御回答で保証人の確保が困難となるケースの場合、そういったケースの場合にどういう対応をしているのか、お伺いいたします。

町長（橋元伸一町長）はい、議長。先ほども言いましたようにですね、これまで、特別な事情があると認めるということで、東日本大震災での被災者に対する対応としてそのような対応を取っておりますが、それ以外についてちょっとですね、担当課長のほうから御回答をしたいと思います。

施設管理課長（富樫 誠課長）はい、議長。保証人の関係ですけれども、まず、申込みをするに当たりまして、申込みの要件というのを申込みの際にお配りさせていただいております。その中には、収入基準をはじめとしていろいろですね、申込みするに当たっては制限がありますので、その申込みのしおりというのをお配りして、これを読んだ上で申し込んでくださいというような案内をしております。

この中に、連帯保証人が必要となりますよという御案内をしておりますので、基本的にですね、保証人が立てられるという状況の方から申込みを受けているような状況でございます。

以上でございます。

12番（大和晴美議員）はい、議長。東日本大震災後の特殊事情として、宮城県は、災害公営住宅、被災高齢者・単身世帯などが全国的にも多い地域のため、従来型の保証人制度が機能しにくくなっているというふうには考えられないでしょうか。

町長（橋元伸一町長）はい、議長。先ほども言いましたようにですね、東日本大震災によってやはり犠牲になられた方、被災した方が多くおりましたので、なかなか保証人というところ

ろについては、大変皆さんですね、大変な思いをしたんだと思います。そういうこともあって、町としてもですね、先ほども言いましたように、特別の事情があると認める入居者というふうな観点からですね、保証人をつけなくても入れるという形に取っておりますが、今のところですね、それ以外の方で、特別な事情としてそういうふうな認められるというところでの入居者というのは今いないということになっておりますので、今入居している方については全員、保証人は立てていただいているという形になっております。

被災したので、やはり状況が大変になっているというのは、そのとおりだというふうに思っております。

12番（大和晴美議員）はい、議長。保証人確保ということがあるんですけども、この保証人の役割として緊急連絡先等のことがあるというふうにありました。保証人確保の代わりに、この緊急連絡先の届出だけではやっぱり不都合なのかどうか、お伺いいたします。

町長（橋元伸一町長）はい、議長。こちらでもですね、緊急連絡先になる方と保証人というのを別という観点では進んでいるんですが、大体ほとんどの方が保証人の方を緊急連絡先になっていたりですね、そういうことも多い部分もあります。

ただ、町としては、必ず一緒ということではありませんので、今議員がおっしゃったようにですね、緊急連絡先になっていただける方と保証人になっている方というのはまた別な方でも構わないというふうに思っていますので、その辺はですね、今後、保証人についての考え方については検討を重ねていきたいというふうに思っております。

12番（大和晴美議員）はい、議長。それでは、（2）のほうに入ります。住宅セーフティーネットとしての公営住宅の役割をどのように認識しているか、確認いたします。

町長（橋元伸一町長）はい、議長。住宅セーフティーネット制度というのはですね、高齢者とか低所得者、子育て世帯、障害者、先ほども言いました被災者などですね、住宅確保に対してですね、配慮の必要な方、安心してですね、賃貸住宅に入居できるように支援するというふうなものでありますので、そういうふうな認識の中で、議員から今回質問のあります、保証人制度が壁になっているのではないのかという多分御質問だと思うんですが、町としてもそういう部分は考慮しながらですね、今高齢化も進んでおりますので、いろんな形の中で保証人を立てることが難しくなってくる方もいるのかなというふうには見えています。今のところ山元町としては、保証人が立てられないという方が入居の申込みというところには至っておりませんので、今後ですね、先ほども言いましたように、この辺はしっかりと検討する必要があるというふうに捉えておりますので、考えていきたいというふうには思っております。

12番（大和晴美議員）はい、議長。最後になりますけれども、全国ではやっぱり保証人廃止の流れも進んでおります。本町としても、制度見直しを検討すべきと考えますが、最後に町長のお考えを、再度お考えをお聞きいたします。

町長（橋元伸一町長）はい、議長。先ほどもお答えしましたようにですね、その辺の必要性も感じておりますので、今後ですね、しっかりとその辺をいろんな部分からですね、検討して進めていければというふうに思っております。（「これで終わります」の声あり）

議長（伊藤貞悦議員）12番大和晴美議員の質問を終わります。

議長（伊藤貞悦議員）6番渡邊千恵美議員の質問を許します。渡邊千恵美議員、登壇願います。

6 番（渡邊千恵美議員）はい、議長。6 番渡邊千恵美です。

令和 8 年第 2 回山元町議会定例会におきまして、大綱 1 件、細目 3 点の一般質問を行います。

早速ですが、大綱 1 件、ゼロカーボンの取組について行います。ゼロカーボンについて、国ではパリ協定に基づき、2013 年度と比較して 2030 年度までに温室効果ガスを 46 パーセント削減することを目標とし、さらに 50 パーセント削減の高みを表明しているところであります。一方、山元町では、令和 8 年 2 月に、緑豊かな自然と人が共生する持続可能な町を後世へとつないでいくため、より一層の温室効果ガスの排出抑制に努めることなどを掲げたゼロカーボンシティー宣言を行ったところであります。

私たち町民は、この宣言に基づき、今後、町の施策が具体的に展開されるものと期待していることから、次の細目 3 点について伺います。

細目 1 点目、取り組もうとする事業の有無及びその実施時期についてであります。

細目 2 点目は、電気自動車の普及、EV 自動車ですね、電気自動車の普及に向け、町内の事業者等による充電設備を促進するための支援策について伺います。

細目 3 点目は、公用車への電気自動車の積極的な導入に対する考え及びその実施時期について伺います。

以上、大綱 1 件、細目 3 点の、町としてどのように取り組んでいくのか、町長の見解を伺います。

議長（伊藤貞悦議員）町長、登壇願います。

町長（橋元伸一町長）はい、議長。渡邊千恵美議員の御質問にお答えいたします。

大綱第 1、ゼロカーボンの取組についての 1 点目、取り組もうとする事業の有無及び実施時期についてですが、ゼロカーボンの実現に向けては、国の 2050 年カーボンニュートラルの実現目標を踏まえ、本町といたしましても、かけがえのない緑豊かな自然と人とが共生する持続可能な町を後世へと引き継いでいくことを目的とし、地域の実情に応じた、段階的かつ着実な取組を進めることが重要であると認識しております。

本町における地球温暖化対策に関する事業については、平成 23 年度からみやぎ環境交付金を活用し、公共施設等の LED 化を推進するとともに、今年度は国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、省エネ家電製品買換え促進事業に取り組むなど、各種事業を実施しているところであります。

今後の主な取組といたしましては、これらの事業を継続的に実施するとともに、本定例会において補正予算を上程している住宅用自然エネルギー設備の導入支援やクリーンエネルギー自動車等の導入支援を計画しております。

また、これらの事業に取り組みつつ、町民や事業者、関係団体と連携を図りながら、地域が一体となってゼロカーボンの実現に向けた意識の醸成や具体的な行動につなげるため、事業計画や数値目標を定めた地球温暖化実行計画の策定についても今年度中に進めてまいります。

次に、2 点目、電気自動車の普及に向けた町内事業者等への充電設備の支援についてですが、電気自動車の普及に向けた住民設備の整備については、ゼロカーボンの実現の観点から重要な施策の一つであると認識しております。このことから、町内の事業者等に対する支援策の検討に当たっては、他市町村における取組事例等を参考に調査研究を進めるとともに、併せて事業者等に対し、国や県の補助制度等の情報を積極的に周知し、

設備の普及に努めてまいります。

また、公共施設等への充電設備の整備についても、電気自動車の普及に向けた環境整備の観点や交流人口の拡大を目的とした施設利用者の利便性の向上など、多角的な視点から研究してまいります。

次に、3点目、公用車の電気自動車の導入に対する考え及び実施時期についてですが、電気自動車は走行時に二酸化炭素を排出しないことから、温室効果ガスの排出抑制に大きく寄与するものと認識しております。

本町の公用車については、ぐるりん号や消防車両等を含め72台を管理しておりますが、電気自動車の導入実績はなく、導入時期についても、現在のところ具体的な計画は策定していない状況にあります。

電気自動車は、車両価格が高額であることに加え、充電設備の整備や維持管理に係る経費も必要となりますが、一方で災害等の非常時において電源として活用できるなど、防災面での利点も有しております。

なお、非常時の電源対応については、宮城三菱自動車販売株式会社と災害時等における協力協定を締結しており、自然災害や大規模停電の際に、災害対策本部等で電力供給が行える電気自動車等及び給電装置の貸与を受けることが可能となっております。

このようなことを踏まえ、公用車の電気自動車の導入については、今後の車両更新の機会や国・県の補助制度の動向を踏まえつつ、使用状況や費用対効果を十分に精査した上で検討してまいります。

また、ゼロカーボンの実現に向けた各種施策については、他自治体における取組事例等を参考にするなど、多方面から総合的に検討し、推進してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤貞悦議員）6番渡邊千恵美議員の再質問を許します。

6番（渡邊千恵美議員）はい、議長。細目1点目の再質問を行います。細目1点目は、取り組もうとする事業の有無及びその実施時期について回答をいただいたところでございます。本町におきましても、平成23年度から交付金を活用して各種事業を実施してきたことを確認させていただいております。また、本定例会におきましてもですね、補正予算に組み込まれておりまして、本町のゼロカーボンの実現に向けた取組が行われていくことが、また再度期待させていただいて、納得しております。

それでですね、細目1の再質問で、まず1点目なんですが、今年度中に策定するという地球温暖化実行計画のことなんですけど、数値目標とか具体的な事業内容についてとかですね、それは町民の意見とかの反映とかも考えていくかどうか、町長に伺いたいと思います。

町長（橋元伸一町長）はい、議長。この地球温暖化実行計画についてはですね、今年度からまずスタートして、まずその策定を目指すということで進めているところでありますので、この件についてはですね、担当課長のほうから回答をいたします。

町民生活課長（青田敦子課長）はい、議長。お答えします。

地球温暖化実行計画については、事務事業編と地域施策編の2つがありまして、事務事業編につきましては地方公共団体が策定義務ということで、区域施策については住民または事業者で取り組む計画となっております。そちらを踏まえながら検討をしていきたいと思っております。

6 番（渡邊千恵美議員）はい、議長。はい、分かりました。

では、2 点目ですけれども、回答書にですね、住宅用自然エネルギー設備の導入支援を計画しているということですから、その中には太陽光発電設備も含まれているのか伺います。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。担当課長よりお答えいたします。

町民生活課長（青田敦子課長）はい、議長。はい、入っております。

6 番（渡邊千恵美議員）はい、議長。太陽光発電設備を導入する場合ですね、20 年から 30 年後には更新とか撤去の時期を迎えることになります。将来的な撤去費用とか処分費用について、この点、町としてはどのような認識を持っているのか伺います。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。発電設備、ソーラーパネルについてはですね、ソーラーシステムについては、各事業者がですね、しっかりとその辺は考えながら、こちら、町としてはですね、その辺を確認をしながらですね、撤去の部分については対応していただくようにということで、これについては発電設備の中で得た利益の中からですね、積立てをするようにというふうな形でやっているというふうにも聞いておりますので、町としてはそれを信用してですね、しっかりと対応していただくように、とにかくこちらとしてはお願いをして進めていただくというふうになります。

6 番（渡邊千恵美議員）はい、議長。ゼロカーボンの推進は、私は重要だと考えております。一方で、自然環境の保全とか将来の世代への負担を残さない視点も大切であると私は考えます。この両立について、町長のお考えを伺います。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。申し訳ないです、もう一回質問をお願いしていいですか。

6 番（渡邊千恵美議員）ゼロカーボンシティはすごい重要だと私も考えておりまして、一方では自然環境の保全とか将来次世代につなぐために負担を残さない方法と伺いますか、その視点もすごく大切であると思っているんですね。環境破壊とか、例えばそういったことと、次世代にね、そういった負担をかけないで残していきたいという、そのどちらも、そういったことについて、町長はどう考えておりますか。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。今、議員がおっしゃったようにですね、今とにかく太陽光発電について課題とされているのは、やっぱり自然破壊と、つける場所によって環境破壊だけではなくて自然災害をもたらしたりですね、いろんなことがありますので、その辺はやっぱりしっかりと対応しなければならないと私も思いますので、やっぱりそういうところは、環境破壊につながったりですね、災害につながるような部分については、しっかりと対応していかなくちゃいけないというふうに思っております。

あと、すいません、先ほどの質問の中でね、たしか家庭用のソーラーということで、私、事業用のことを言ってしまったんですけども、家庭用のソーラーについてはですね、やはりそれぞれが自分の自己責任の中で屋根やなんかにパネルを設置したりいろいろしているわけですから、それは自己責任として対応していただくというふうになると思います。

6 番（渡邊千恵美議員）はい、議長。では、細目 2 点目の再質問をさせていただきます。細目 2 点は、電気自動車の普及に向け、町内の事業者等による充電設備の促進のための支援についての再質問です。

本町におきまして、クリーンエネルギー自動車の導入支援を計画しておりますとあり、細目 2 点の質問に対して、時になつていと感じた次第です。充電設備の促進はセッ

トでお考えいただきたいと思った次第でございます。前向きな回答をいただいております。

今回、町長には前向きな回答をいただきました。私は、ゼロカーボン推進は単なる環境だけでなく、将来の地域づくりへの投資であるとも考えております。特に、電気自動車の普及は今後さらに進むことが予想されますが、そのためにも誰もが安心して使用できる充電環境の整備が不可欠です。

町内にはですね、今2軒、調べるところありまして、ナルケさんと宮城野ゴルフさんに充電スタンドが設置されているようですけれども、回答にもいただきましたように、交流人口の拡大を目的とした施設使用者の利便性向上と言われておりました。私もそのように考えております。町民の利便性の向上だけでなく、観光客や、そして来訪者の受入れ環境の充実とかもですね、さらにそして災害時のエネルギー確保にもつながる重要な取組であると考えています。

そこで、本町の役場や夢いちごの郷とか山下交流センターひだまりホールの駐車場にもですね、設置希望者も少なからずおります。なので、町長の見解はどうか、お聞かせ願います。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。電気自動車の普及についてはですね、やはり町内の方、町内に住んでいる方に対しては、購入の費用の支援というのを考えております。充電設備については、町内の方は多分、自分のうちで止めている間に充電するのかなと。

電気自動車で懸念されるのは、やっぱり走行距離。最近は走行距離も相当延びてはきておりますが、先ほど議員もおっしゃったようにですね、やはり交流人口、関係人口、いろいろそういう部分で集客を求めている中であって、やはりそういう町外から来ていただける方たちが長距離を乗ってきてですね、それで充電できるような設備、そういう部分がまず優先されるのかなとちょっと思っておりましたので、今言ったようにですね、夢いちごの郷とかですね、そういう他市町からですね、来る方が分かりやすい場所、交流人口の図れる場所とかですね、そういう分かりやすい場所にまずは設置しなくては行けないのかなという考えは持っております。ですから、そういうところから順次ですね、設備については考えていければなというふうには思っております。

6 番（渡邊千恵美議員）はい、議長。前向きな回答として受け止めて、期待していきたいと思えます。

それではですね、細目3点目に入ります。公用車への電気自動車の積極的な導入に対する考え及びその実施時期についての再質問です。

1つ目ですけれども、本町は公用車72台を管理しているということですが、今後、公用車の更新時期に、電気自動車とガソリン車の費用対効果とか見ながら比較検討する考えがあるかどうか伺います。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。先ほどもですね、お答えしましたとおりですね、どうしても電気自動車というのは高額になりますので、そういう部分でですね、今言ったように費用対効果とかをしっかりと精査した上で検討していかなくちゃいけないというふうには思っております。

ゼロカーボンを宣言し、できるだけ二酸化炭素を排出しないようなね、政策というのは必要だとは思いますが、やっぱりどこまでそういう高価な車を購入して、大体私が調べた中だと、普通の、今現在ですね、いろんな形の車がありますが、ガソリン車、そ

して電気とガソリン両方使えるもの、電気自動車、ありますが、高額なものを買ってもですね、やはり長期で使わないと、新品で買った場合ですね、新車として購入した場合に、相当長期で使わないと費用対効果が生まれないというふうな今ちょっと結果も出ているようですので。ただ、やはりそれが、自然に対する影響とどちらが優先されるかということを考えていくんだと思うんですけれども、その辺はしっかりとですね、今後検討を重ねながら、町のですね、財政なんかも見ながらですね、考えていければというふうには思っております。

6 番（渡邊千恵美議員）はい、議長。今、町長からも回答いただきましたように、電気自動車の導入に今後当たって、車両価格や充電設備、設備費用など、本当に町長が言うように伴います。今後、公用車の更新を検討する際にはですね、導入費用だけでなく維持管理費とか更新費用も含めた長期的な視点でですね、判断すべきと私も考えております。なので、長い目でゼロカーボンシティの取組に山元町も取り組んで、どんどんクリーンなそういったカーボンシティの取組を目指して進めていただけたらと思います。

最後の質問になりますけれども、地球温暖化対策実行計画の策定に当たり、先ほども最初のほうにも述べましたように、町民への説明や意見を聴く機会を設ける考えはあるかどうか伺います。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。この辺はですね、今まだスタートしたばかりですので、その辺、皆さんの意見なり聴くなりですね、そういう何らかの形での、必要に応じた皆さんの御意見というものは聴いていくべきかなとは思っておりますので、その対応の中で、あとこちらのほうでですね、この温暖化計画、実行計画については、皆さんの御意見としてですね、聴く部分も必要ですけれども、こちらのほうとして、いろいろ他の自治体やなんかのですね、状況なんかも確認しながら進めていきたいと思っておりますので、その辺はですね、柔軟に対応していけるように進めていければというふうに思っております。

6 番（渡邊千恵美議員）はい、議長。町民の皆様の声がですね、今後、町政に生かされることを期待しまして、私の一般質問を終わります。

議 長（伊藤貞悦議員）6 番渡邊千恵美議員の質問を終わります。

議 長（伊藤貞悦議員）休憩を挟みます。11時10分再開、11時10分再開といたします。

午前11時01分 休 憩

午前11時10分 再 開

議 長（伊藤貞悦議員）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（伊藤貞悦議員）2 番村野里砂議員の質問を許します。村野里砂議員、登壇願います。

2 番（村野里砂議員）はい、議長。議席番号2番、花釜区の村野里砂でございます。通告に従い一般質問を行います。

私は、5歳と7歳の子供を育てる母親として、また、山元町では数少ない子育て世代の母親議員として活動する機会をいただきました。初めてのことばかりで、日々学ぶことの連続ではありますが、だからこそ、町民の皆様の声を一つ一つ丁寧に受け止め、自分の目で見て感じたことを大切にしながら活動してまいりたいと考えております。特に、子育ての当事者だからこそ見える課題や保護者の皆様からの寄せられる声を大切に、

子育てしやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと思います。

また、若い世代が住み続けたい、住んでみたいと思えるまちづくり、そして子供たちに地域の魅力を伝えながら、若い世代から高齢者までがつながり、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。今回取り上げる放課後児童クラブの課題も、そうした思いの中で伺った声の一つです。

それでは、質問に移ります。今回は、大綱１点、細目３点について伺います。

大綱１点、放課後児童クラブの利用環境整備について。近年、共働き世帯の増加や働き方の変化により、放課後児童クラブの必要性は年々高まっております。子供たちが放課後を安全に安心して過ごせる場所があることは、子育て世帯にとって非常に重要であり、保護者が安心して働き続けるためにも欠かせない環境であると感じております。また、安心して子供を預けられる環境があるかどうかは、仕事を続けられるか、山元町で暮らし続けるかにも関わる重要な課題であると考えております。

さらに、子育て環境の充実、若い世代の移住・定住を促進する上でも重要な要素であり、安心して子育てできる町であることが、地域の将来につながるものと考えております。一方で、保護者の方からは、「利用希望者が増えている」「子供たちが窮屈になっていないか心配」などといった声も聞かれております。

また、毎年一定数の利用申込みが続いている状況もあり、今後さらに利用ニーズが高まる可能性も考えられます。

そこで、細目１点目です。現在の利用人数及び定員数、待機児童の有無、また支援員配置の現状について、町ではどのように把握されているのか伺います。

２点目として、利用人数増加に伴う安全な利用環境の確保及び生活スペースの現状認識について。

３点目として、今後の利用増加を見据えた受皿確保及び運営体制について。

以上、大綱１点、細目３点について、御回答をお願いいたします。

議長（伊藤貞悦議員）町長、登壇願います。

町長（橋元伸一町長）はい、議長。村山里砂議員の御質問にお答えいたします。（「村野」の声あり）

議長（伊藤貞悦議員）村野。

町長（橋元伸一町長）失礼いたしました。村野里砂議員の御質問にお答えいたします。名前間違っ、本当、失礼しました。

大綱第１、放課後児童クラブの利用環境整備についての１点目、登録人数及び定員数、待機児童の有無、支援員の配置についてですが、町内４か所の児童クラブの定員及び登録人数については、令和８年６月１日現在、通年利用及び長期休業中のみの利用者を含わせて、山下小学校児童クラブは定員７０名に対し登録者が７２名、山下第一小学校児童クラブは定員３０名に対し３１名、山下第二小学校児童クラブは定員７０名に対し７６名、坂元小学校児童クラブは定員３０名に対し１９名が登録しており、児童クラブ全体で定員２００名に対し１９８名の児童が登録しております。

なお、山下小学校、山下第一小学校、山下第二小学校の３か所の児童クラブでは申込み児童数が定員を上回っている状況ではありますが、国の定める運営指針に基づく面積基準及び支援員等の配置基準を遵守した上で、業務を委託している事業者と協議し受入れ調整を行っており、今年６月１日時点で待機児童は発生してはおりません。

また、支援員等の配置については、おおむね児童40名以下を1クラスとして支援員を2名以上置くこととされておりますが、本町においては、児童が安全・安心に過ごせる環境を確保するため、1クラス当たり3名を基準として支援員を置き、全体では31名を配置しております。

次に、2点目、利用人数増加に伴う安全な利用環境の確保及び生活スペースの現状認識についてですが、児童クラブのニーズは年々高まっており、利用人数は増加傾向であります。本町では、国の基準を上回る支援員等を配置し、安全な利用環境の確保に取り組んでいるほか、長期休業中に利用者数が増加していることを踏まえ、学校の協力を得て特別教室等を活用し生活スペースを確保するなど、利用状況に応じ柔軟な運営体制の構築に努めているところであります。

次に、3点目、利用増加を見据えた受皿確保及び運営体制についてですが、核家族化の進行や女性の社会進出に伴い共働き世帯が増加傾向にあり、加えて町では継続して子育て世帯の移住・定住施策に取り組んでいることから、子育て世帯の転入が促されることで児童クラブのニーズが今後さらに高まるものと見込んでおります。

このため、今後の申込み状況によっては利用希望者全員の受入れが困難となる施設が生じることも想定されることから、町といたしましては、可能な限り希望する児童が利用できるよう、新たな活動場所の確保など、将来を見据えた受入れ体制の整備に向け、引き続き検討を重ねてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤貞悦議員） 2番村野里砂議員の再質問を許します。

2番（村野里砂議員）はい、議長。それでは、再質問に移らせていただきます。

細目1について、再質問です。御答弁では、現在、待機児童は発生していないとのことでありまして、町としては事業者と協議しながら受入れ調整を行っていることは理解いたしました。一方で、町内4か所のうち、3か所で定員を上回る登録状況となっております。待機児童が発生していないことは大変ありがたいことですが、定員を上回る登録状況が続くことについて、町としては、現在、どのように受け止めているのか伺います。

町長（橋元伸一町長）はい、議長。先ほども言いましたようにですね、利用ニーズというのはどんどん増えるのかなと思っております。それがもう定員をオーバーしておりますので、町としてもですね、施設なりを今後どのようにしたらね、いいかというのは、こちらのほうでも今検討は進めているところであります。

小学校の再編に向けて、ある一定の放課後児童クラブの整備もですね、考えてはいたんですが、ちょっとそこに間に合わないかなというふうな今状況、ぎりぎりのところになってきておりますので、まだ再編までにちょっとまだ数年時間がありますので、その辺はしっかりと考えなくちゃいけないなというふうな形で、こちらとしてはですね、今話を進めているところになります。

2番（村野里砂議員）はい、議長。それでは、細目2の再質問に入りたいと思います。町としては、安全な利用環境の確保に取り組んでいただいていることは理解いたしました。その上で、保護者の立場からは、子供たちが単に預けられるだけではなく、落ち着いて安心して過ごせる環境であることも大切だと感じております。先ほどですね、支援員の人数などを配慮していることをお聞きしましたが、町としては、そのほかどのような点を確

認しながら安全な利用環境が確保されていると判断されているのかを伺いたいと思います。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。先ほども言いましたように、定員は今オーバーしております。ただ、面積要件に合わせた形で何とか受け入れる形を取っておりますので。ただやはり、今議員からあったようにですね、一人一人のスペースがどのくらいあるのが一番余裕があつてという部分になるとそれぞれの考え方というのはあると思うんですが、とにかく今現在、町として許される範囲の中で何とか希望する方を受け入れて、それで働けるようにといいますかね、自分の時間が取れるように何とかしたいというふうな思いで動いておりますので、そういう中で、先ほども言いましたように支援員もですね、1人増やして、そしてできるだけ見る形は取っております。

これも法規にのっとった形で人数ではありますがけれども、やはり安全を確保するのに、30名、40名の子供たちを見るのにどのくらいの人数がいるのが適当なのかと、本当に安全確保というふうになるのかという部分についてはですね、今は「基準を満たしている」というふうな表現の中でしかお答えできないんですけれども、そういう中でですね、今後、先ほども言いましたように、いろんな形で今後の在り方を考えたときに、もう少ししっかりとした形で整備ができればというふうには思っております。

先ほども言いましたように、小学校の再編に向けて考えてはおったんですが、そこまでの間ですね、何とかして安全を確保しながら子供たちを受け入れられるように考えていければというふうに思っております。ですから、安全についてはですね、人数を1人増やすことによって何とか今見ているという状況になっています。

2 番（村野里砂議員）はい、議長。ありがとうございます。これから夏休みに入りまして、児童クラブで過ごす時間も長くなってまいります。長期休業中に向けて、生活スペースですとか活動場所、安全面について、事前に確認や準備をされている点があれば伺いたいと思います。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。その点については、担当課長のほうからお答えいたします。子育て定住推進課長（佐藤睦美課長）はい、議長。お答えいたします。

夏休みに向けてということで、先ほど回答にありましたように生活スペースの確保ということで、特別教室、音楽室などを借りて事業を行うということで予定しております。また、学校によっては、体育館の活用などを進めてもらっている学校もありますので、そちらのほうの活用というふうなことで考えております。ここ最近、気温も高くなってきましたので、熱中症アラーム、そちらのほうを見ながら、外での遊びというふうなところも含めて検討しているところです。

以上でございます。

2 番（村野里砂議員）はい、議長。ありがとうございます。

それでは、細目3の再質問に移りたいと思います。今までのお話をお聞きしますと、再編小学校ということもありまして、今後の利用状況を注視していくということかと思いますが、その中でですね、受皿ですとか運営体制の見直しを検討するタイミングについて伺いたいと思います。例えば、登録人数なのか、実際の利用人数なのか、定員に対する利用状況、支援員の確保状況など様々あると思うんですが、町として見直しを考える目安というものはあるのか、教えていただきたいと思います。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。先ほど来言っているようにですね、なかなか、子供の数は減

っているのかもしれませんが、利用者、ニーズは増えてきておりますので、町としては今のところ何とか、先ほども言いましたように定員オーバーにはなっているんですが、待機児童を出さないように工夫をしながら何とか今こなしているところになっていきますので、これをしっかりとですね、先ほども言いましたように、安全確保、そして少しその子供たち一人一人のスペース、いろんなとにかく全てを考えて、とにかく待機児童を出さないようにしていかななくてはいけないというふうに思っていますので、それが一番です。

とにかく、1人でも待機児童が出ないように、それで安全・安心に、議員がおっしゃったようにですね、しっかりと、お父さん、お母さんが帰ってくる間、時間の許される範囲の中で預かれるようにですね、そういうふうな施設を確保したい、できればというふうには思っております。

2 番（村野里砂議員）はい、議長。受皿を確保していくという点ではですね、施設面とかスペースだけではなく支援員の確保という点も大切なかなというふうに考えます。今後、利用児童が増加した場合に備えて、支援員の確保や働きやすい環境づくりについて、例えば支援員の方の御意見を聴く機会を設けるですとか、町としてどのように取り組んでいく考えなのかを伺いたいと思います。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。支援員の数、先ほど来言ったように安全・安心というのが一番なので、今、支援員については委託しておりますので、業者さんたちとちゃんとしっかりとですね、話をしながら今進めているところではあります。そういう部分も含めて、その整備、環境整備を含めてですね、しっかりと形をつくっていければというふうに思っております。

細部についてちょっとですね、担当課長のほうから少し回答をさせたいと思います。

子育て定住推進課長（佐藤睦美課長）はい、議長。支援員につきましては、現在、委託している会社のほうで新たな、夏休みに向けてということで、募集などをかけているところです。

また、毎月1回、責任者会議ということで、各児童クラブの情報交換ということで支援員と共に情報交換を行って、問題点の把握、あとは課題の解消というふうなところに努めているところです。

以上です。

2 番（村野里砂議員）はい、議長。ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、私自身も子供を放課後児童クラブでお世話になっており、皆様には日頃から子供たちの安全と成長を支えていただいていることに心より感謝申し上げます。また、限られた人員や環境の中で工夫を重ねながら運営に御尽力いただいていることも十分理解しております。

一方で、本町が子育て支援や移住・定住を進めていく中で、放課後児童クラブは子供たちの居場所であると同時に、保護者が安心して働き続けるための大切な受皿でもあります。だからこそ、待機児童が発生してから対応するのではなく、将来を見据えながら、子供たちが安心して過ごせる環境の確保と受入れ体制の充実に取り組んでいただくことを期待し、私の質問を終わります。

議 長（伊藤貞悦議員）2 番村野里砂議員の質問を終わります。

議 長（伊藤貞悦議員）8 番品堀栄洋議員の質問を許します。品堀栄洋議員、登壇願います。

8 番（品堀栄洋議員）はい、議長。令和 8 年度第 2 回山元町議会定例会において、大綱 1 点、細目 4 点、一般質問をいたします。

交通安全対策と法令関係の改正に伴う対応について、町民に広く周知する必要があると考えることから、一般質問をさせていただきます。

国において、生活道路の法定速度を時速 30 キロに一律に引き下げる規制や、自転車の安全確保を目的とした追い越し時の側方間隔の確保、さらに自転車の違反に対する自転車安全指導カードの交付や自転車運転者講習の受講など、交通規制の強化が急速に進められている。

これらは、交通安全の向上につながるものと期待される一方、本町のような基礎的自治体においては、道路環境の整備や住民への周知、そして多大な財政負担など、現場の実態と乖離した多くの課題が生じることが懸念される。

また、自転車運転者の違反に対する取締りが強化されたこともあり、学校現場においても、教育や指導の一環として時期を逃さず取り組むべきではないかと考えるところである。

そこで、以下 4 点について、町長及び教育長の見解を伺う。

細目 1、交通事故の現状と道路整備について。

ア、本町における近年の交通事故発生状況と、その内容について。

イ、生活道路における速度規制の導入に伴い、標識の設置や路面標示の塗り替え、ハンプ等の減速設備の整備が必要と考えるが、これらに要する費用の算出と、国や県からの財政支援の見通しについて。

ウ、本町のような道路事情の場合、どのような対応を考えているか。

細目 2、自転車追い越し規制について。

ア、自動車が自転車の右側を通行する際、安全な間隔（少なくとも 1 メートル程度）を空けるよう義務化されたが、歩車道が分離されていない多くの道路では、自動車が対向車線にはみ出さずに間隔を空けることは困難である。町としてどのような対策が考えられるか。

イ、法令を守りたくても守れない道路事情を解消するため、自転車の通行空間の整備など、道路管理者としての今後の対応について。

細目 3、自転車違反取締りにについて。

ア、現在、14 歳以上（中学生以上）が交通違反を繰り返した場合、自転車運転者講習の受講が義務づけられているが、このたびの法律の改正により、16 歳以上に対し交通違反通告制度（青切符）が適用される。このような背景を踏まえ、小学生や中学生の年代から、教育の一環としてこれまで以上に子供たちに指導すべきではないか。

細目 4、町長の道路整備に対する基本姿勢について。

ア、これまで議会で質問された危険箇所の解消について、道路管理者としてどのような対策・対応を行い、今後どのように当たっていくのか、お伺いいたします。

議長（伊藤貞悦議員）町長、登壇願います。

町長（橋元伸一町長）はい、議長。品堀栄洋議員の御質問にお答えいたします。

大綱第 1、交通安全対策と関係法令の改正に伴う対応についての 1 点目、交通事故の現状と道路整備のうち、近年の交通事故発生状況と内容についてですが、本町における近年の事故の発生件数は、令和 5 年が物損事故 172 件、人身事故 24 件、令和 6 年が

物損事故１８６件、人身事故１６件、令和７年が物損事故１８９件、人身事故１６件となっております。このうち、死亡事故については、令和６年８月２８日以降は発生しておらず、令和８年５月３１日時点で死亡事故ゼロ６４２日を達成しております。

次に、事故の特徴を年齢別で見ますと、６５歳以上の高齢運転者による事故の割合が高く、令和７年における人身事故は１６件中９件が高齢運転者による事故であり、全体の約６０パーセントを占めております。

また、事故発生の状況については、１６件全てが自動車による事故であり、そのうち２件は自転車関係しております。

発生場所については、交通量の多い国道６号での発生が５件と多いほか、道路形状としては交差点や交差点付近での発生が１３件を占めており、時間帯としては午前８時から１２時が６件、午後４時からの夕暮れどきが３件など、日常生活に身近な場所や移動が増える時間帯において発生している傾向にあります。

次に、道路施設整備に要する費用と財政支援の見通しについてですが、令和６年７月に道路交通法施行令が公布され、今年９月１日から、主に住民が日常生活に利用している生活道路のうち、中央線がない道路については法定速度が時速３０キロメートルに引き下げられます。この法定速度の引下げに伴い、交通車両や周辺住民への注意喚起のため、速度標識等の設置が必要となりますが、町内の道路構造は様々であり、住宅密集地内の道路や沿線上における住宅の有無、通学路としての指定や道路幅員など路線の状況により対策・対応が異なるため、現在、確認作業を進めているところであります。

また、これらに要する費用についても、路線の特定とともに精査中であり、現時点において国や県から財政支援に関する通知等は届いておりませんが、今般の法定速度引下げに要する費用については、近隣自治体と連携し、国や県に対し支援を求めてまいります。

次に、どのような対応を考えているのかについてですが、前段で申し上げましたとおり、まずは町内における道路の速度規制の状況を確認、把握することが優先であり、これらを基に対策が必要となる道路を抽出してまいります。また、対策の在り方についても、周辺の環境や路線の状況により異なるため、現地を確認し、亘理警察署と協議の上、適切な対応に努めてまいります。

なお、今般の法定速度改正の趣旨や具体的内容については、町ホームページや広報やまもと等により広く周知し、交通安全の啓発に努めてまいります。

次に、２点目、自転車追い越し規制のうち、自動車が自転車の右側を通行する際の対策についてですが、今年４月の改正道路交通法の施行に伴い、自動車等が自転車等の側方を通過する際に十分な間隔がないときは、自転車等との間隔に応じた安全な速度で通行し、自転車等はできる限り左側端によって通行することが明確に規定されました。

本町では、はみ出し通行が禁止されている黄色のセンターラインは国道６号のみに設置されており、その他の幹線道路や生活道路においては、はみ出しが可能な実線及び破線といった白線や区画線のない単線が大部分であります。このことから、道路構造上ははみ出しが可能ではあるものの、自転車等を追い越す際は十分に安全を確認しながら追い越す必要があると捉えております。

また、このような道路においては、警察庁から、少なくとも１メートル程度の間隔を空けること、間隔を確保できない場合は時速２０キロメートルから３０キロメートル程

度で徐行することが通行の目安として示されており、実際には自動車と自転車との走行状況や道路及び交通状況に応じて判断し、より慎重な運転が必要になるものと認識しております。

町の対策といたしましては、改正道路交通法に基づく追い越しは可能であると認識はしているものの、自動車、自転車の双方が安全に通行できるよう、安全運転のさらなる周知と啓発活動に努めてまいります。

次に、自転車通行空間の整備などに対する今後の対応についてですが、本町における町道や農道は道路幅員が狭く、全ての路線に自転車通行空間を整備することは、道路用地の確保に加え、路面標示等の設置など多額の費用が必要となることから、現実的には困難であると捉えております。

前段でも申し上げたとおり、本町が管理する町道や農道については、状況によりはみ出し通行は可能であり、安全確認の下、自転車を追い越せるものと認識しておりますが、特に通学路においては、自動車、自転車の双方が安全に通行できるような対策・対応について検討してまいります。

次に、4点目、道路整備に対する基本姿勢についてですが、ここ数年間で御指摘がありました危険箇所の対応状況についてお答えいたします。

初めに、大平区の山元第一自動車の西側については、令和5年度に「歩行者注意」の路面標示やカラー舗装を設置するなどの交通安全施設を整備し、さらに昨年度は「横断者あり」の看板を設置し、自動車運転者に対する注意を喚起するとともに、視認性を確保するため、地権者の同意を得て樹木を伐採したところであります。

次に、山下区の魚やたけだの東側にある横断歩道については、経年により区画線が消えかかっているとの御指摘を受け、令和5年度に県道から町道に移管される際、県において引き直しを実施しております。

次に、車両同士の出会い頭の事故が多発しているいちご街道線と山下花釜線との交差点については、路面標示や交差点をカラー舗装にするなど、通行車両に対し交差点が近いことを認識させるための処置を講じております。

このように、これまで議会で御指摘がありました危険箇所等については、道路状況を確認し、必要に応じ、できる限りの対策・対応を実施してまいりました。

今後の対応といたしましては、引き続き、日々の道路パトロール等を通じ危険箇所の把握に努めるとともに、危険度や優先度を見極め、交通安全に携わる関係機関と連携し、住民が安全で安心して道路を通行できるよう、危険箇所の解消や適切な維持管理に努めてまいります。

私からは以上でございます。

議長（伊藤貞悦議員）教育長、登壇願います。

教育長（菊池卓郎教育長）はい、議長。品堀栄洋議員の御質問にお答えいたします。

大綱第1、交通安全対策と関係法令の改正に伴う対応についての3点目、自転車違反取締りについてですが、14歳以上が対象となる自転車運転者講習については、平成27年に施行された道路交通法の改正により導入されたものであり、信号無視や一時不停止等の危険行為を繰り返した者に対し、講習の受講を命ずる制度であります。

さらに、今回の改正により、16歳以上の者に対して交通反則通告制度が適用されることを踏まえると、交通事故の未然防止の観点に立った指導の充実が重要であり、自転

車の安全利用や関係法令の遵守に向けた安全意識の向上がより一層求められているものと認識しております。

町内の各小中学校においては、警察等の関係機関と連携し、従前より実践的な交通安全教育を授業の中に取り入れており、交通法規の理解や自転車の正しい乗り方等について継続的に指導してきたところであります。

教育委員会といたしましては、引き続き、児童生徒の安全確保を最優先に、交通安全教育を一層充実させるよう、各学校に指導してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤貞悦議員）この際、暫時休憩とします。再開は１３時１０分、１３時１０分であります。

午前１１時４５分 休 憩

午後 １時１０分 再 開

議長（伊藤貞悦議員）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（伊藤貞悦議員）８番品堀栄洋議員の再質問を許可します。

８番（品堀栄洋議員）はい、議長。再質問に入らせていただきます。

まず、交通事故の現状と道路整備についてのイに再質問させていただきます。町長の答弁にもあったとおり、今般の国の方針に基づき法定速度が３０キロに引き下げられ、道路に標識などを設置しようとした場合、膨大な時間と莫大な費用がかかると見込まれます。また、優先順位をつけながら整備しようとしても、財源の確保が必要になるため、国や県に対して積極的に働きかける必要があると思いますが、どうでしょう。

町長（橋元伸一町長）はい、議長。今回の改正法の中でですね、先ほどもお答えいたしましたとおりですね、施設整備に関する費用ということですが、これについてはですね、やはり道路の拡張とかそういう部分に関しては、そう簡単にはできるものではないのかなというふうに思っております。

ただ、道路整備だけではなくて、標識、今御質問いただきましたね、標識の設置とか路面の標示、こういうものはやっぱり安全対策ですので、お金がかかる、かからないというよりもやはり安全の確保はしなくてははいけないですし、道路を使用する方たちに変わったことのちゃんと分かるような標示というのはしなくてははいけないと思いますので、その辺はしっかりとですね、対応していかななくてははいけないというふうに考えております。

費用の面については、先ほども言いましたが、なかなかですね、早急にやらずにやらない部分に関しては、今回答したようにですね、費用の有無にかかわらずとにかくやることをやらなくてははいけないわけですから。ただ、そういう今後の待ったが利く部分ですね、そういう部分に関してはやはり、先ほどもお答えいたしましたとおりですね、国のほうなりなんなり、こちらのほうとしても要望はしていきたいというふうには思っております。

ただ、やっぱこれ、道交法に関わる問題なので、やはり警察とかそういうところとしっかりと協議をしながら進めていかななくてははいけないというふうには思っております。

8 番（品堀栄洋議員）はい、議長。はい、理解しました。

次、ウの、本町のような道路事情では路線に応じた柔軟な運用が必要になると思うがどうかのウに再質問いたします。町長の答弁のとおり、一部の道路に30キロメートルに規制した場合、通勤や日常生活だけではなく、農業が基幹産業である山元町では、農作業に従事する軽トラック等、農業機械を運ぶにしても影響が大きいのではないかと考えられます。町長はどう考えていますでしょうか。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。やはり国のほうでというか、法律で決まってしまった以上ですね、やっぱりそれに合わせた形での対応をするしかないのかなというふうに思っておりますので、その辺は御理解をいただいて、速度規制に合わせていただくような形になるのかなというふうには思っております。

普通の、何ていうのかな、いろんな車にしても、今言った、農作業用の軽トラックという表現ありましたが、についてもですね、やはりその辺は、その事情、道路事情を考えていただいて、時間の配分をしていただくように御理解いただくしかないのかなと思いますので、まずはとにかく安全なこと、安全を重視した形で決まりを守っていく、ルールを守ることが重要なのかなというふうには考えております。

8 番（品堀栄洋議員）はい、議長。まずは周知が一番大事だと思うんですね。どこからどこまでが30キロ道路になったとか分からない人がほとんどだと思うんですね。やっぱりそこら辺は警察とか関係機関と連携していただいて、標識、標示、安全確保に関しても、やっぱり国・県に、やっぱり要望、強くしていただければと思います。

次の質問に入ります。自転車追い越し規制について、イに再質問します。自転車が安全に通行できるよう、町内全ての道路の幅を広げようとした場合、測量や用地買収、道路の拡幅工事など、現実的には無理があるとの御回答でしたが、私自身も現実的に無理がある法律の改正だと思います。この点についても、地域の実情を反映し、柔軟な運用に向け、国や県に働きかけるべきと考えます。先ほどの質問と一緒にする部分はあると思いますが、御回答のほうをお願いします。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。スピード規制がされたということで、必ずしも道路を広げたり狭くしたりというか、そういうふうなことを必ずしなきゃないということではないんだと思うんです。結局、その町の事情に合わせた道路の広さだったりいろいろあると思うんですけれども、これまでも自転車に対する法律がなかったにしてもですね、歩行者や自転車のルールに即した形でのルールに合わせた道路整備はしてきたつもりですけれども、そこはそこで、先ほども言ったとおりですね、白線がない道路、あとは横を通る場合にできれば1メートル以上、それが取れない場合にはちゃんとスピードを落として、安全確保が取れるスピードで横をゆっくりと追い越しをしてくださいというふうになっていますので、先ほども言いましたようにですね、全部が全部道路幅員を、自転車用の専用道路を造るということはちょっと無理な話だと私も思っておりますので、その辺は町内の事情というよりも、これは各市町村どこも一緒だと思うんですけれども、しっかりと今調査をしておりますので、そういう部分のですね、調査をしっかりとしながら、今後の周知なり何なり、あとは分かるところに標識をつけるとかですね、そういうことをしていかなくてはいけないんだろうなというふうには思っております。

いろんな広報を通じても、そういう変わった場所については周知していきたいというふうには思っております。

8 番（品堀栄洋議員）はい、議長。はい、理解しました。

次、3 番の自転車違反取締りについてなんですが、これもですね、周知をきちっと国のほうでしていない。今まで、お子さんを後ろ前に自転車に乗せて買物に行く、町内、スーパーに行くにしても、お子さん前に、前籠に乗せて、後ろの籠にも乗せて買物に行くお母さんとか見かけますけれども、小学生 1 年生を載せた場合、取締りに遭った場合、反則金 3, 0 0 0 円取られるんですよ。

あと、これは前からなんですけど、危険な自転車の取締りを繰り返した場合、車の免許の点数が引かれるとか、あと今度は高校生、取締りに遭う、青切符を切られる、罰金が発生する、それも結局お金払うの親なんですよ、家計費を圧迫することにはつながるんですけども、その話は一応置いて、本町では自転車で通学する児童生徒も多く、通学以外にもふだんの移動手段として自転車を使うことが多いのが実情です。先ほどの御回答では授業に取り入れた交通安全対策を進めているということですが、子供たちの交通安全を確保するために今後もより一層の周知や指導が重要になりますが、この点を教育長はどうお考えでしょうか。

教育長（菊池卓郎教育長）はい、議長。先ほどの答弁で申し上げましたとおり、学校では交通安全教育を実施していると。議員おっしゃるとおり、自転車で通学する子供はもちろんなんですけど、通学しないとしても、うちに帰ったとき、休みの日などに自転車に乗る子は数多く、小学生からいるわけですね。学校でやっている交通安全教育というのは、特に自転車に乗って通学している子供たちだけを対象にしたものではなく、全員対象にして交通法規も含め乗り方等を指導しております。ですから、必ずしも限定的な指導ではなく、子供たち全員に対して基本的な交通安全の教育を行っているということです。

具体的に、小中学校でどんなふうに交通安全教育を行っているかということについては、課長のほうから答弁させます。

教育総務課長（伊藤和重課長）はい、議長。交通安全教育の実施内容につきましては、小学校では講師に警察署員、あと交通指導隊、見守り隊を招きまして、低学年、1・2 年生では正しい歩き方、横断歩道の渡り方などですね、あと中・高学年、これは 3 年生から 6 年生なんですけれども、正しい歩き方に加えて正しい自転車の乗り方を実施しております。

中学校につきましては、警察署員を招いて、1 学年ではパソコンプロジェクターを用いた講話をしていただきます。あと、全学年共通で交通指導、自転車の安全な乗り方、あとは自転車通学の生徒に対しては自転車点検を年 2 回行うというような内容になっております。

その他として、小中学校共通で交通法規の理解や危険を予測する内容の授業を実施しているところでございます。

以上でございます。

8 番（品堀栄洋議員）はい、議長。丁寧な説明、ありがとうございます。

最後になんですけども、今回は交通安全や道路交通法の改正に伴う町の対応について伺いました。いずれも膨大な時間や莫大な予算を要する問題であり、本町のような基礎的自治体においてはなかなか難しい、ハードルが高い法律の改正と受け止めたので、引き続き関係機関と連携し、柔軟な対応となるよう、国や県に対する、強く働きかけるようお願いいたします。

先ほど、町長の答弁で、死亡事故 6 4 0 日に達したと伺いました。交通安全は町民み

んなの願いであり、今後も死亡事故ゼロが一日でも長く続くよう、積極的に交通安全施策を展開するよう要望し、私の一般質問を終わります。

議長（伊藤貞悦議員）８番品堀栄洋議員の質問を終わります。

議長（伊藤貞悦議員）お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

議長（伊藤貞悦議員）本日はこれで延会します。

次の会議は、あした、６月１０日水曜日午前１０時開議であります。

午後１時２３分 延 会